



今回のアンケート調査を行った結果、多くいただいた質問についてお答えします。その他、ご不明点があれば、市や協議会メンバーまでお気軽にお問合せください。



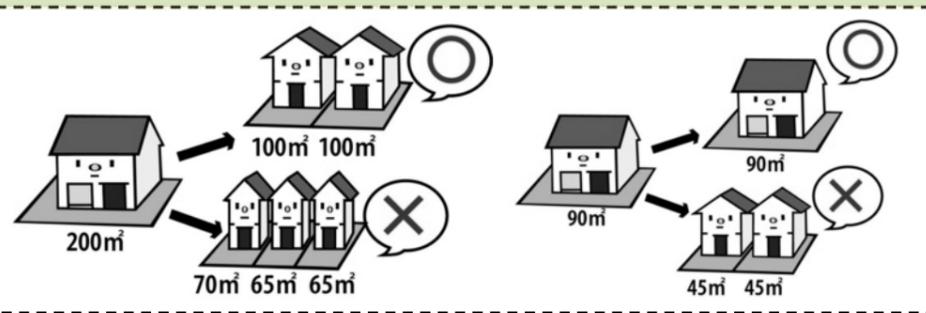
Q:地区計画が策定されると、ルールに合わない場合は、壁面をすぐに後退させたり、塀を取り壊さなければいけないのか？

A:地区計画が策定されても、すぐに住宅を建て替えたり、塀を取り壊したりする必要はありません。地区計画は、皆さんが建て替えたり、塀を作り直す際に守っていただくルールになりますので、時間をかけて少しずつ広まっています。

Q:「敷地規模の最低限度」のルールについて、地区全域を100㎡(約30坪)以上とするとあるが、土地が100㎡未満の場合、建替えができなくなるのか？ その場合、この地区から出ていかなければならないのか？

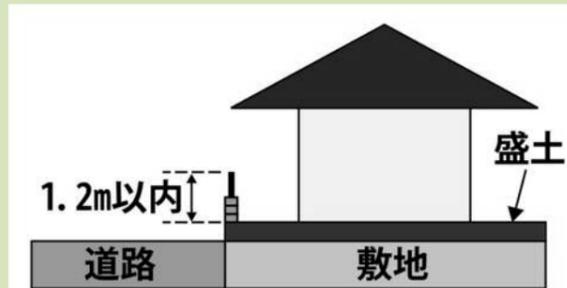
A:敷地規模のルールが100㎡以上と決まった場合ですが、現在の敷地が100㎡未満の敷地については、今までどおり建替えをすることができます。また、市の道路整備に協力していただいた結果、100㎡未満となる敷地についても、問題なく建て替えることができます。ただし、どちらの場合も、敷地を分割してしまうと、新たに建築物を建てることはできません。

100㎡と設定した場合



Q:「垣又はさくの構造の制限」のルールについて、垣やさくの高さを1.2mにした場合、敷地に盛り土をしていると、垣やさくが低すぎてプライバシーが守られなくなるのではないか。

A:垣やさくの高さは敷地の地盤面を基点として考えます。そのため、敷地に盛り土をしている場合は右図のとおり、盛り土の上に1.2m以内の高さの垣やさくが整備されることとなります。



問合せ先

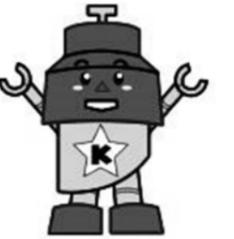
川口市 都市整備部 市街地整備室 住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17
TEL：048-264-5321 (直通) FAX：048-264-5322

発行日：平成26年1月
発行：芝富士地区まちづくり協議会
(事務局)川口市都市整備部市街地整備室
編集協力：(株)首都圏総合計画研究所

第13回芝富士地区まちづくり協議会を開催しました！

昨年10月に実施しましたアンケート調査にご協力頂きまして、ありがとうございます。当調査結果を踏まえ、昨年12月10日(火)に第13回芝富士地区まちづくり協議会を開催しました。第13回では、アンケート調査結果と地区計画の協議会案の確認と、2月に開催する説明会について意見交換を行いました。

次回、第14回まちづくり協議会は平成26年1月28日(火)に開催する予定です。会員以外の方でも傍聴ができますので、ご興味がある方は、裏面の問合せ先までご連絡ください。



川口市マスコット
「きゅぼらん」

第13回 芝富士地区まちづくり協議会

- 日時 平成25年12月10日(火) 18時30分~20時15分
- 場所 芝富士公民館 / ●出席者 8名
- 次第
 1. 開会
 2. アンケート結果と地区計画協議会案について
 3. 地区計画協議会案に関する意見交換会について
 4. その他
 5. 閉会



▲当日の意見交換の様子

地区計画の協議会案に関する説明会を開催します！

下記のとおり地区計画の協議会案に関する説明会を開催します。詳細については、別紙「芝富士地区 地区計画の協議会案に関する説明会のお知らせ」をご覧ください。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

- 日程
 - 2月16日(日) 午前10時~11時30分
 - 2月23日(日) 午前10時~11時30分
- 会場 芝富士公民館 1階ホール
- 内容
 - ・地区計画の協議会案の説明
 - ・地区計画の協議会案に関する質疑応答

※お住まい、または権利をお持ちの住所によって、日程が異なります。詳細は別紙をご参照ください。

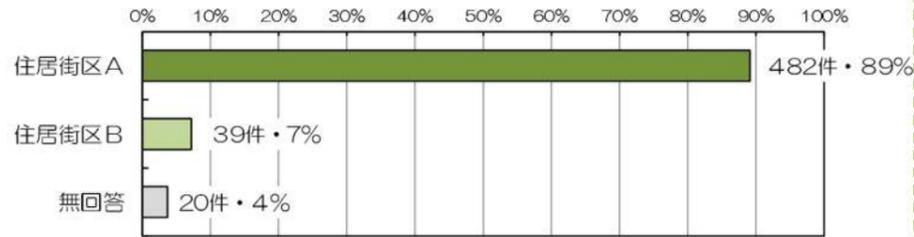


アンケート調査結果のご報告 (有効回答数 541)

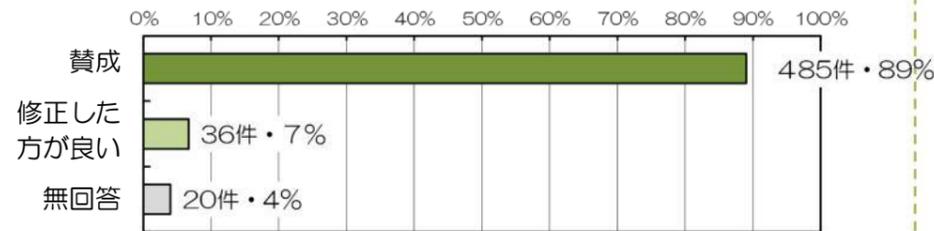
※各設問の「修正理由や修正案」、回答者の属性、及び自由記述欄に記載された内容は、川口市市街地整備室にて閲覧できます。
 ※各設問の詳細については、アンケート調査票(昨年10月にお配りした冊子)をご覧ください。

地区の目標・方針

問 1-1 お持ちの土地や建物、またはお住いの建物の地区区分について

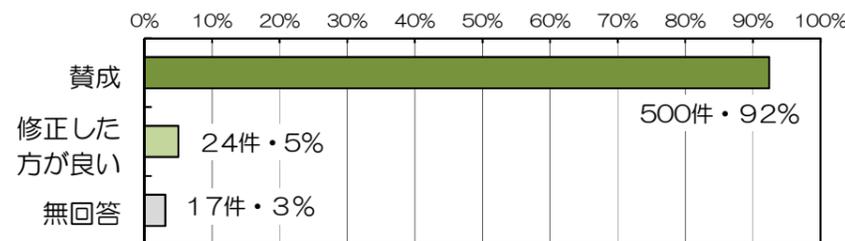


問 1-2 芝富士地区における目標(案)について

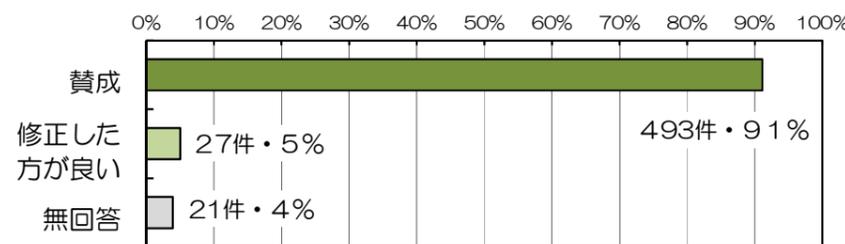


建築物等の用途の制限

問 2-1 住居街区Aのルールについて

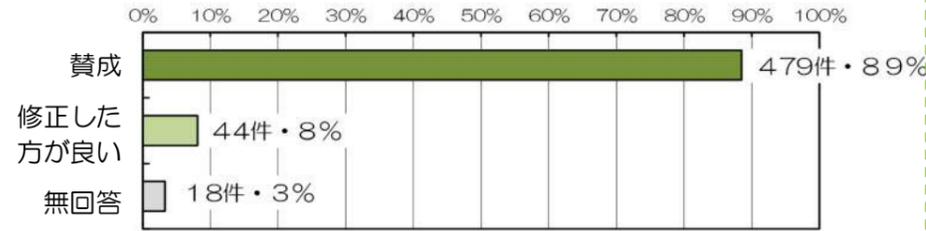


問 2-2 住居街区Bのルールについて



建築物等の高さの最高限度

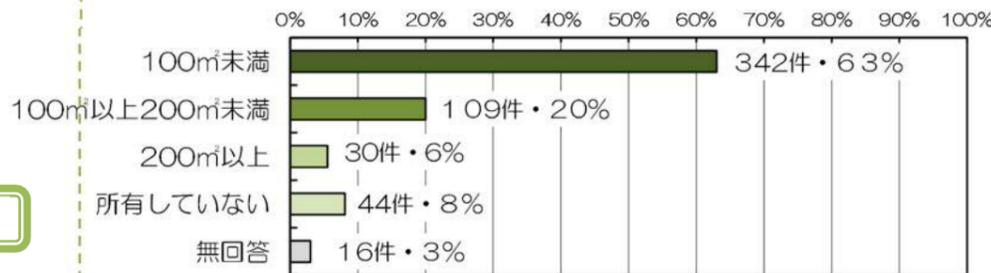
問 3 建築物等の高さの最高限度(案)について



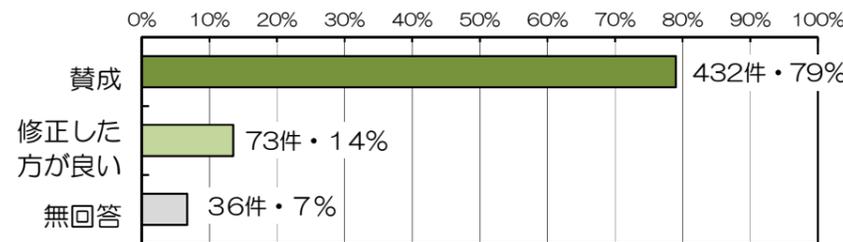
P4のルールの解説をご覧ください!

敷地面積の最低限度

問 4-1 お持ちの土地、またはお住いの敷地の規模について

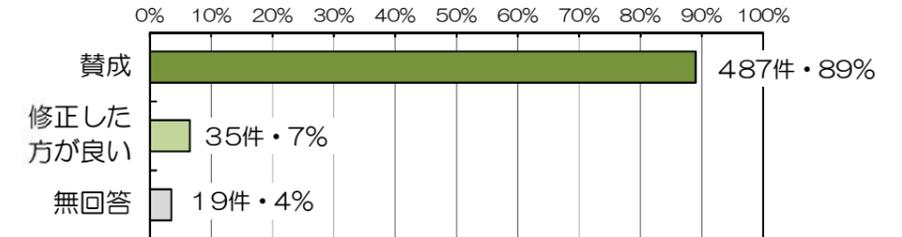


問 4-2 敷地面積の最低限度(案)について



壁面の位置の制限

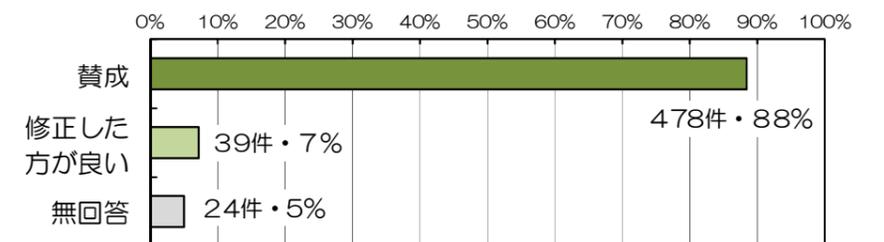
問 5 壁面の位置の制限(案)について



P4のルールの解説をご覧ください!

垣又はさくの構造の制限

問 6 垣又はさくの構造の制限(案)について



P4のルールの解説をご覧ください!

地区の区域図

